

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（4件）	漁 業 振 興 課
・道路の区域変更（3件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（6件）	〃
◎ 公 告	
・二級建築士免許の取消し	建 築 課
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人
◎ 正 誤	
・令和6年7月5日付け長崎県公報第11329号中	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第410号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年7月16日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

西海大崎加入区

長崎県告示第411号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年7月16日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

橘湾中央加入区

長崎県告示第412号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年7月16日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

針尾加入区

長崎県告示第413号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年7月16日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

美津島町西海加入区

長崎県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 383号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市中野大久保町字津室崎551番12地先から 平戸市中野大久保町字津室崎551番10地先まで	前	10.4~12.4	61.0	
	後	9.9~16.9	61.0	

長崎県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 207号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡長与町岡郷字中山3006番6地先から 西彼杵郡長与町岡郷字中山2992番2地先まで	前	6.9~17.3	454.5	
	後	8.1~27.4	455.0	

長崎県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
 路線名 382号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上県町檜滝字ヲボソ920番23地先から 対馬市上県町檜滝字ヲボソ920番18地先まで	前	14.4~63.0	38.2	
	後	15.0~70.4	38.2	

長崎県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	対馬市上県町檜滝字ヲボソ920番12地先から 対馬市上県町檜滝字ヲボソ919番8地先まで	令和6年7月16日

長崎県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 東長崎長与線	長崎市三ツ山町犬継636番1地先から 長崎市三ツ山町犬継663番1地先まで	令和6年7月16日

長崎県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 奥ノ平時津線	西彼杵郡時津町日並郷1084番1地先から 西彼杵郡時津町日並郷1087番1地先まで	令和6年7月16日

長崎県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

る。

令和6年7月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 福江空港線	五島市上大津町1560番1地先から 五島市上大津町1561番1地先まで	令和6年7月16日

長崎県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 福江空港線	五島市上大津町1566番地先から 五島市上大津町1464番口地先まで	令和6年7月16日

長崎県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 上対馬豊玉線	対馬市豊玉町曾字石田880番3地先から 対馬市豊玉町曾字石田972番地先まで	令和6年7月16日

公 告

二級建築士免許の取消し（公告）

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり建築士免許を取り消したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年7月16日

長崎県知事 大石 賢吾

取り消した年月日	氏 名	建築士の別	登録番号	取消しの理由
令和6年7月8日	尾 形 春 夫	二級建築士	第4734号	法第8条の2第一号による届出

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年7月16日

長崎県公立大学法人 理事長 坂口 克彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

長崎県立大学佐世保校講義棟教室什器備品一式（その1）

(2) 調達物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和7年3月24日

(4) 納入場所

長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校講義棟

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として理事長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) ア又はイに該当する者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争参加資格を令和6年8月1日現在で有している者であること。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。

(4) この公告の前日において、本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内におく中小企業者であること。

(5) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(6) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）は、この公告の日から4に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、2の(3)のアの資格を有している者は競争入札参加資格審査申請書、誓約書、委任状（該当する場合のみ）、印鑑届、口座振替申込書に長崎県の資格審査結果通知書（写）を添え、4の部局へ提出すること。

② 申請者のうち、2の(3)のアの資格を有していない者は、競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添え、4の部局へ提出すること。

- ・誓約書
 - ・委任状
 - ・営業概要書
 - ・法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
 - ・個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ・県税に関し未納がないことを証する証明書
 - ・消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - ・印鑑届（様式第2号）
 - ・口座振替申込書（様式第3号）
- ※提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格提出日より3月以内に発行されたものに限る。

審査の結果については、以下の提出期限の日から9の入札期日までの間に文書で通知する。

- (3) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先、提出期限
4の部局とする。
（提出期限）令和6年8月7日17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123
（名称）長崎県立大学佐世保校総務課建設整備グループ
（電話）0956-59-6778
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付期間及び場所
（期間）この公告の日から令和6年7月29日17時00分までの間（大学の休日を除く）
（場所）4の部局とする。
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒（角2サイズ）及び切手（140円）を同封のうえ、4の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）
（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。
- 7 同等品承認願の提出場所及び期限
（提出場所）4の部局とする。
（提出期限）令和6年7月30日17時00分
- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札・開札の場所及び期日等
（場所）長崎県立大学佐世保校図書館1階ラーニングコモンズ
（期日）令和6年8月22日 14時00分開始
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 10 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
免除する。
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。
- (2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は

契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 例示品と同等のもので入札する者で、同等品の承認がなされなかったとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

正 誤

令和6年7月5日付け長崎県公報第11329号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	誤	正
955	2 入札参加資格 (4)	(4)の項目を削除する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市榊島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト